

あき地の適正な維持管理をしましょう

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

あき地の維持管理は所有者の義務です。

周辺の方々に影響が及ばないよう維持管理をお願いします。所有するあき地に雑草や雑木が伸びていると、以下のような問題が起こる可能性があります。

- ①ゴミの不法投棄の温床に
- ②火災や火元になる危険性
- ③害虫や悪臭が発生する可能性
- ④交通事故や犯罪発生の原因に

【草刈機の貸出】

町では、あき地の適正な管理を促進するため、あき地の所有者または管理者に対し、肩掛け式草刈機の貸出を行っています。貸出を希望される場合は、事前に担当までご連絡ください。

対象 町内のあき地の所有者または管理者

費用 無料（燃料費などの使用に要する費用は自己負担）

貸出場所 環境センター

持ち物 本人確認ができるもの

※自身での草刈や樹木剪定が困難な場合は、専門業者に依頼して維持管理をしてください。



~きれいな川は家庭から~

合併処理浄化槽の設置費用を補助します

川の汚れの約7割は家庭からの生活排水が原因と言われています。下水道に接続していないご家庭で、し尿のみを処理する単独浄化槽および汲み取り便槽からし尿および生活雑排水を処理する合併処理浄化槽へ転換すると、家庭からの生活排水の汚れを約8分の1まで減らすことができます。

町では、河川などの水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、既存の単独処理浄化槽および汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する方に、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金交付額（※高度処理型浄化槽の場合）

5人槽 1基につき704,000円限度

7人槽 1基につき746,000円限度

10人槽 1基につき858,000円限度

※各交付額には処分（撤去）費6万円、配管費20万円を含む

補助金対象外

- ・下水道法の事業計画の許可を受けた区域内に設置する場合
- ・新築または建築確認を必要とする改築に伴い設置する場合

※一部例外がありますので、詳しくはお問合せください。

《見る・知る・学べる》3R推進講座 夏休み親子で自由研究「3Rでごみを減らそう」

町では「3R」の普及啓発を図るため、県より講師を招き、小学校の夏季休業中に小学生とその保護者を対象として、3R推進講座を開催します。

日時 7月24日(木) 13時30分～15時30分

場所 杉戸町コミュニティセンター

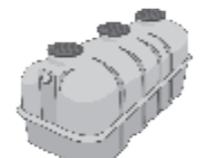
対象 小学3～6年生とその保護者

内容 夏休みの自由研究として、ごみの現状と減量化について親子で学びます。

定員 20組（申込順）

申込 7月17日(木)までに環境課（環境センター）窓口または電話

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401



補助申請

随时受付

※補助制度を利用する場合は、必ず事前に環境課へご相談ください。

※詳細は、町ホームページ（右QRコード）をご覧ください。



「見る・知る・学べる」3R推進講座

夏休み親子で自由研究「3Rでごみを減らそう」

町では「3R」の普及啓発を図るため、県より講師を招き、小学校の夏季休業中に小学生とその保護者を対象として、3R推進講座を開催します。

日時 7月24日(木) 13時30分～15時30分

場所 杉戸町コミュニティセンター

対象 小学3～6年生とその保護者

内容 夏休みの自由研究として、ごみの現状と減量化について親子で学びます。

定員 20組（申込順）

申込 7月17日(木)までに環境課（環境センター）窓口または電話

問合せ 環境課 廃棄物担当 ☎ (38) 0401



第12回全日本手打ちそば 食べ比べ選手権大会の開催

問合せ 全日本手打ちそば食べ比べ選手権大会
実行委員会 ☎ (38) 1718

全国から素人そば打ち愛好家が杉戸町に集結！

日頃の練習の成果を発表し、そばを通じて全国の仲間と交流する機会として、杉戸町産のそば粉を使用した「第12回全日本手打ちそば食べ比べ選手権大会」が開催されます。

日時 6月22日(日) 9時～13時30分
(状況により変更が生じる場合がございます。)
場所 高野農村センター
主催 全日本手打ちそば食べ比べ選手権大会実行委員会
後援 杉戸町

※大会中に作られた手打ちそばを無料で提供。
※提供時間は未定。
数に限りがありますのでご了承ください。
※観覧自由

埼玉県後期高齢者医療健康長寿歯科健診

問合せ 健康長寿歯科健診コールセンター
☎ 0120 (997) 270

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、今年度中に76歳または81歳を迎える後期高齢者医療被保険者を対象として、健康長寿歯科健診を実施します。お口の健康は、全身の健康につながります。疾病予防や健康増進のためにぜひ受診してください。

対象 次のいずれかに該当し、後期高齢者医療の被保険者の方

①昭和24年4月2日から昭和25年4月1日までに生まれた方

②昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までに生まれた方

実施期間 7月1日(火)～令和8年1月31日(土)



※詳細は、埼玉県後期高齢者医療広域連合から6月下旬に届く案内をご覧ください。

空き家の防犯対策をお願いします

問合せ 危機管理課 交通・防犯担当 内線284

空き家は定期的な換気や掃除をしないと、すぐに劣化が進んでしまいます。

劣化が進むと、地域の生活環境に悪影響を及ぼすだけではなく、治安悪化にもつながります。空き家を放置する危険性を理解し、防犯対策を心掛けましょう。

空き家が抱えるリスク

・盗難のおそれ

空き家を狙った空き巣が増加しています。貴重品や電化製品（エアコンの室外機、給湯器など）が盗難される事案が発生しています。

・不法占拠の危険性

防犯対策が不十分な場合、不審者に不法占拠されたり、犯罪行為の現場として利用されたりする可能性があります。

・火事の原因となる危険性

ゴミや草木の繁茂を放置することにより、火災につながる可能性があります。

空き家情報お知らせシステムについて

町では、管理が不十分な状態の空き家について、通報窓口を設置しています。パソコンやスマートフォンから「杉戸町電子申請・届出サービス」（右QRコード）を利用して、情報をお寄せください。お寄せいただいた情報をもとに現地を確認し、必要に応じて、所有者に改善を促します。

